

証券コード：8085

第81期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時

場所

札幌市中央区北一条西六丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「丹頂」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案	取締役8名選任の件
第2号議案	監査役2名選任の件
第3号議案	補欠監査役1名選任の件



ナラサキ産業株式会社

ごあいさつ

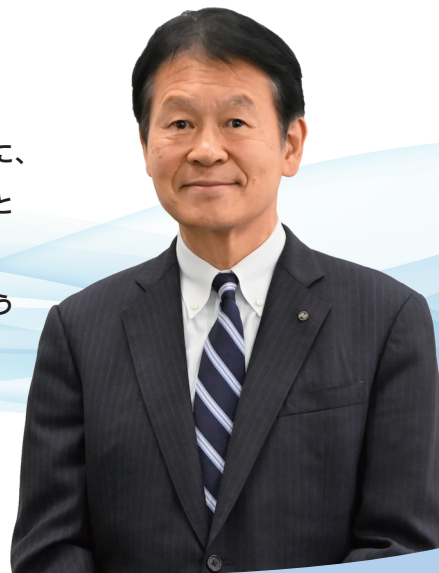
株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第81期定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、「誠意をもって顧客の信頼を得る仕事をする」を経営理念とし、各事業分野において蓄積された専門知識と企画力を基に、お客様のニーズに合った付加価値の高い商品とサービスを提供することにより、豊かな社会づくりに貢献することを基本方針としております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月



代表取締役社長兼
社長執行役員
中村 克久

○目次

＜第81期定時株主総会招集ご通知＞	2	主要な事業内容	22
＜株主総会参考書類＞	5	主要な事業所	22
第1号議案 取締役8名選任の件		従業員の状況	23
第2号議案 監査役2名選任の件		主要な借入先の状況	23
第3号議案 補欠監査役1名選任の件		会社の現況	
事業報告	16	株式の状況	24
企業集団の現況		会社役員の状況	25
当事業年度の事業の状況	16	会計監査人の状況	28
直前3事業年度の財産および損益の状況	19	業務の適正を確保するための体制	29
重要な子会社の状況	20	剰余金の配当等の決定に関する方針	31
対処すべき課題	20	連結計算書類	32
		計算書類	34
		監査報告	36

株主各位

証券コード 8085
2024年6月6日
(電子提供措置の開始日 2024年5月31日)
札幌市中央区北一条西七丁目1番地
ナラサキ産業株式会社
代表取締役社長 中村克久

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.narasaki.co.jp/ir/stock/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ナラサキ産業」または「コード」に当社証券コード「8085」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月27日(木曜日) 午前10時	
2 場 所	札幌市中央区北一条西六丁目3番1号 ホテル札幌ガーデンパレス 2階 【丹頂】 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)	
3 目的事項	報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第81期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第81期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年6月27日(木曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

(下記の行使期限までに到着するようご返送ください。)



行使期限

2024年6月26日(水曜日) 午後5時30分到着分まで

■議決権行使書記入例

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX股
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

議決権の数	XX股
議決権の数	XX股

1. _____
2. _____

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

取締役8名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位	出席回数 /取締役会
1	吉田 耕二 再任	代表取締役会長	15/15
2	中村 克久 再任	代表取締役社長	15/15
3	米谷 寿明 再任	取締役	15/15
4	川上 公司 再任	取締役	15/15
5	片貝 光延 再任	取締役	15/15
6	鈴木 修 再任	取締役	15/15
7	山本 昌平 再任 社外 独立	取締役(社外)	15/15
8	吉野 高 再任 社外 独立	取締役(社外)	15/15

(ご参考) 本総会終結後の取締役のスキルマトリックス

各取締役候補者に主に期待する分野・スキルは次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	在任 年数	本総会後の地位 (予定)	候補者に期待する分野・スキル					
				企業経営 経営戦略	営業 マーケ ティング	財務 会計	人事 人材開発	法務 コンプライア ンス	リスク マネジメント
1	吉田 耕二	12年	代表取締役会長	●		●		●	●
2	中村 克久	13年	代表取締役社長	●	●		●	●	●
3	米谷 寿明	14年	取締役	●		●	●	●	●
4	川上 公司	2年	取締役	●	●			●	
5	片貝 光延	5年	取締役	●	●			●	
6	鈴木 修	5年	取締役	●	●			●	
7	山本 昌平	10年	取締役(社外)	●				●	●
8	吉野 高	8年	取締役(社外)					●	●

候補者番号

1

よしだ こうじ
吉田 耕二

再任

生年月日

1954年7月2日

所有する当社の株式数

28,744株

在任年数（本総会終結時）

12年

取締役会出席状況

15/15回

候補者番号

2

なかむら かつひさ
中村 克久

再任

生年月日

1957年4月27日

所有する当社の株式数

39,380株

在任年数（本総会終結時）

13年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1979年 4月	三菱信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行株式会社) 入社	2008年 6月	同社執行役員営業第2部長
		2010年 6月	同社常務執行役員
2005年 7月	同社営業第2部長	2012年 6月	当社代表取締役副社長兼副社長執行役員管理部門統括
2005年12月	同社営業第3部長		監査部、審査部担当
2006年 6月	同社審査部長	2015年 6月	当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

吉田耕二氏は、当社代表取締役副社長および代表取締役会長を歴任し、優れた経営手腕を発揮しております。また、長年にわたり金融機関の要職に携わり、幅広い人脈や高い見識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月	当社入社	2011年 6月	当社取締役兼常務執行役員 北海道支社長兼建材・エネルギー本部長
1998年 4月	当社F A部長		
2006年 6月	当社執行役員F A部長	2012年 6月	当社代表取締役社長兼社長執行役員
2009年 4月	当社執行役員電機本部副部長兼F A部長	2015年 6月	当社代表取締役社長兼社長執行役員機械本部長
2010年 4月	当社執行役員営業企画部長	2016年 4月	当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）
2011年 4月	当社常務執行役員北海道支社長兼建材・エネルギー本部長		

取締役候補者とした理由

中村克久氏は、当社代表取締役社長として優れた経営手腕とリーダーシップを発揮しております。また、入社以来、様々な事業部門に携わり、これらによって培われた専門的知識や高い見識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号

3

よねや としあき
米谷 寿明

再任

生年月日

1959年2月20日

所有する当社の株式数

31,711株

在任年数（本総会終結時）

14年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年4月	株式会社北海道拓殖銀行入行	2016年6月	当社取締役兼常務執行役員CSR室長兼経営企画部長 営業企画部、安全環境部担当
1998年7月	当社入社		
2003年4月	当社審査部長		
2005年4月	当社審査・業務部長	2018年6月	当社取締役兼常務執行役員CSR室長兼経営企画部長 営業企画部担当
2006年4月	当社経営企画部長		
2006年6月	当社経営企画部長兼IR・広報部長	2020年6月	当社取締役兼常務執行役員CSR室長兼経営企画部長
2008年6月	当社執行役員経営企画部長兼IR・広報部長	2024年4月	当社取締役兼常務執行役員経営管理本部長兼サステナビリティ推進室長兼経営企画部長（現任）
2010年6月	当社取締役兼執行役員北海道支社副支社長兼北海道総務部長	2024年6月	当社取締役兼専務執行役員経営管理本部長兼サステナビリティ推進室長兼経営企画部長（予定）
2012年6月	当社取締役兼常務執行役員経営企画部長 人事部、営業企画部、安全環境部担当		
2015年6月	当社取締役兼常務執行役員経営企画部長 人事部、営業企画部、安全環境部、監査部担当		

取締役候補者とした理由

米谷寿明氏は、当社経営管理本部長として、管理部門業務全般に精通しており、豊富な専門的知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号 4

かわかみ こうじ
川上 公司

再任

生年月日

1965年2月26日

所有する当社の株式数

7,842株

在任年数（本総会終結時）

2年

取締役会出席状況

15/15回

候補者番号 5

かたがい みつのぶ
片貝 光延

再任

生年月日

1962年4月10日

所有する当社の株式数

11,453株

在任年数（本総会終結時）

5年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1989年 5月	当社入社	2022年 4月	当社執行役員北海道電機部長
2013年 4月	当社機器四部長		
2019年 4月	当社東北支店長兼機器四部長	2022年 6月	当社取締役兼常務執行役員電機本部長兼メカトロシステム部長
2019年 6月	当社執行役員東北支店長兼機器四部長	2023年 4月	当社取締役兼常務執行役員電機本部長（現任）
2021年 4月	当社執行役員北日本電機部長		

取締役候補者とした理由

川上公司氏は、当社電機本部長として、電機関連事業に精通しており、豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月	当社入社	2019年 6月	当社取締役兼常務執行役員機械本部長 建設機械部担当
2010年 4月	当社 F A 部長		
2011年 4月	当社 F A 部長兼海外事業推進部長	2021年 4月	当社取締役兼常務執行役員機械本部長（現任）
2013年 6月	当社電機本部副本部長兼海外事業推進部長		
2015年 6月	当社執行役員電機本部副本部長兼海外事業推進部長		
2016年 4月	当社執行役員機械本部長		

取締役候補者とした理由

片貝光延氏は、当社機械本部長として、機械関連事業に精通しており、豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号

6

すずき
鈴木

おさむ
修

再任

生年月日

1965年1月1日

所有する当社の株式数

16,665株

在任年数（本総会終結時）

5年

取締役会出席状況

15/15回

候補者番号

7

やまもと
山本

しょうへい
昌平

再任

社外

独立

生年月日

1962年12月31日

所有する当社の株式数

2,635株

在任年数（本総会終結時）

10年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1988年4月	当社入社	2019年6月	当社取締役兼執行役員建材・エネルギー本部長兼建材部長
2015年4月	当社建材部長		
2017年4月	当社建材・エネルギー本部副本部長兼建材部長	2021年4月	当社取締役兼執行役員建設・エネルギー本部長
2018年6月	当社執行役員建材・エネルギー本部副本部長兼建材部長	2021年6月	当社取締役兼常務執行役員建設・エネルギー本部長（現任）

取締役候補者とした理由

鈴木 修氏は、当社建設・エネルギー本部長として、建設・エネルギー関連事業に精通しており、豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1998年4月	東京弁護士会登録 柳瀬法律事務所（現 丸の内中央法律事務所）入所	2015年4月	丸の内中央法律事務所 パートナー弁護士（現任）
1998年5月	株式会社メガハウス監査役（非常勤）（現任）	2015年6月	三信電気株式会社社外監査役（現任）
2008年6月	株式会社バンダイ社外監査役（現任）	2021年6月	日本コープ共済生活協同組合連合会理事（非常勤）（現任）
2009年6月	トーイン株式会社社外監査役（現任）	2023年4月	東京弁護士会 副会長
2014年6月	当社社外取締役（現任）	2024年6月	三信電気株式会社社外取締役（監査等委員）（予定）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

山本昌平氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、当社にとって大変有益な助言・提言をしていることから、社外取締役として適任と判断しております。引き続き専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行い、客観的・中立的な立場で社外取締役としての役割を果たすことを期待しております。

当社は、同氏が所属する丸の内中央法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、特別の利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

候補者番号

8

よしの
吉野

たかし
高

再任

社外

独立

生年月日

1957年8月12日

所有する当社の株式数

1,457株

在任年数（本總會終結時）

8年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1987年 4月 東京弁護士会弁護士登録
小林清巳法律事務所入所
- 1998年 6月 吉野高法律事務所代表（現任）
- 2016年 6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

吉野 高氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、当社にとって大変有益な助言・提言をしていることから、社外取締役として適任と判断しております。引き続き専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行い、客観的・中立的な立場で社外取締役としての役割を果たすことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
(1 株未満切捨表示)
3. 当社は、山本昌平氏および吉野 高氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、山本昌平氏および吉野 高氏が再任された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、山本昌平氏および吉野 高氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。山本昌平氏および吉野 高氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定であります。なお、本保険契約は2024年7月に更新予定であります。

【保険契約の内容の概要】

- ①被保険者の範囲
当社および当社の主要子会社の取締役・監査役
- ②填補の対象となる保険事故の概要
被保険者の職務執行に起因して、株主代表訴訟や会社訴訟等で損害賠償請求を提起されたこと
によって被る損害（法律上の損害賠償金や争訟費用）について填補するものです。
- ③被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は全額会社負担としており、被保険者の負担はありません。

第2号議案

監査役2名選任の件

監査役長谷川昌史氏および大瀧敦子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

まいはら よしのり
毎原 吉紀

新任

生年月日

1959年3月1日

所有する当社の株式数

16,538株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1981年4月	当社入社	2016年6月	当社取締役兼執行役員経理部長 監査部、審査部担当
2003年4月	当社経理部長		
2010年6月	当社執行役員経営企画部長兼IR・広報部長	2017年7月	当社取締役兼執行役員経理部長 人事部、審査部担当
2011年6月	当社取締役兼執行役員経営企画部長 経理部（経理、会計）担当	2018年6月	当社取締役兼常務執行役員総務人事部長兼IR・広報部長 監査部、経理部、審査部担当
2013年6月	当社取締役兼執行役員経理部長 CSR室、IR・広報部、総務部担当	2020年6月	当社取締役兼常務執行役員総務人事部、IR・広報部、経理部担当
2015年6月	当社取締役兼執行役員経理部長 CSR室、IR・広報部、総務部、審査部担当	2024年4月	当社取締役兼常務執行役員経営管理本部 総務人事部、IR・広報部、経理部担当（現任）

監査役候補者とした理由

毎原吉紀氏は、取締役としての長年の経験に加え、管理部門の要職を歴任するなど、当社事業に深く精通していることから、監査役として適任と判断しております。幅広い知識を生かし取締役の職務執行を適切に監査する役割を果たすことを期待しております。

候補者番号

2

おおたき あつこ
大瀧 敦子

再任

社外

独立

生年月日

1963年8月18日

所有する当社の株式数

413株

在任年数（本総会終結時）

4年

取締役会出席状況

15/15回

監査役会出席状況

15/15回

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
(1株未満切捨表示)
3. 当社は、大瀧敦子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、大瀧敦子氏が再任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、大瀧敦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。大瀧敦子氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定であります。なお、本保険契約は2024年7月に更新予定であります。その契約の内容の概要は、11頁に記載のとおりであります。

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1986年4月	等松・トウシュロスコンサルティング株式会社 (現 アビームコンサルティング株式会社) 入社	2016年2月	株式会社ジャパンミート (現 株式会社JMホールディングス) 社外取締役 (現任)
1994年4月	東京弁護士会弁護士登録 小野孝男法律事務所 (現 弁護士法人小野総合法律事務所) 入所	2020年6月	当社社外監査役 (現任)
		2021年6月	メディキット株式会社社外取締役 (現任)
2004年1月	石本哲敏法律事務所パートナー弁護士 (現任)		

社外監査役候補者とした理由

大瀧敦子氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有していることから、社外監査役として適任と判断しております。客観的な立場で取締役の職務執行を適切に監査する役割を果たすことを期待しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

おおかわ てつや
大川 哲也

社外

生年月日

1966年1月12日

所有する当社の株式数

一株

略歴（重要な兼職の状況）

1992年4月	札幌弁護士会登録 夫法律事務所入所	橋本昭	2021年1月	株式会社カナモト 社外取締役（現任）
1998年4月	橋本・大川合同法律事務所 （現 弁護士法人橋本・大川合同法律事務所）パート	ナー弁護士	2021年12月	弁護士法人橋本・大川合同法律事務所 代表社員（現任）
2012年10月	NPO法人「子どもシェルターレパピリカ」副理事長（現任）		2023年6月	株式会社ニッセンレンエスコート 社外監査役（現任）

補欠社外監査役候補者とした理由

大川哲也氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これまで弁護士として培ってきた豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。当社は、同氏が所属する弁護士法人橋本・大川合同法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、特別の利害関係はなく、社外監査役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大川哲也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 大川哲也氏が社外監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、大川哲也氏が社外監査役に就任した場合は、同保険の被保険者となる予定です。なお、本保険契約は2024年7月に更新予定であります。その契約の内容の概要は、11頁に記載のとおりであります。

ご参考 コーポレート・ガバナンスについて

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「誠意をもって顧客の信頼を得る仕事をする」という経営理念の下、会社の持続的成長と更なる企業価値の向上を図るとともに、経営の透明性・健全性を向上させることを基本方針としています。

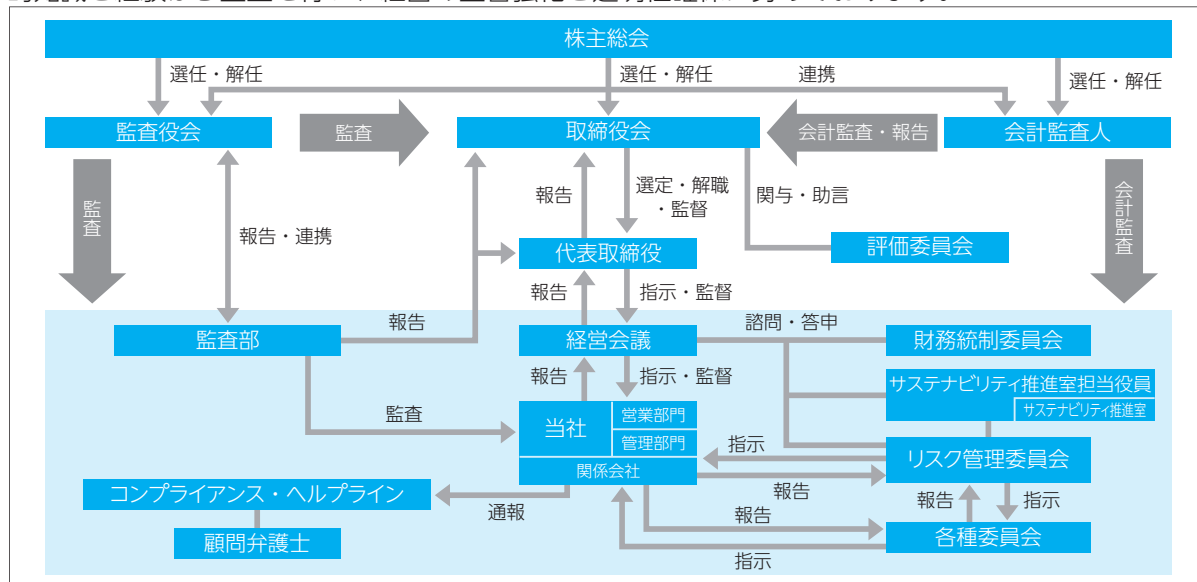
すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係を構築することで、企業としての社会的責任を果たすべく、コーポレート・ガバナンスの充実に引き続き努めてまいります。

企業統治の体制

当社は、執行役員制度を採用しております。取締役は会長・社長・副社長以外の役職を設けず、役割により執行役員を兼務し、執行役員は、社長・副社長・専務・常務の階層を設けております。

経営機能の役割分担と権限の明確化により意思決定が迅速に行われ、業務執行機能の強化につながっております。また、経営の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスを一層強化するため、独立役員である社外取締役2名を選任しております。

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名と独立役員である社外監査役2名は、高い専門的知識と経験から監査を行い、経営の監督強化と透明性確保に努めております。



以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和に伴い、社会経済活動の正常化が進み、緩やかな回復基調で推移しました。一方、国際情勢の緊迫化や資源・エネルギー価格の高騰、さらに長期にわたる円安や物価上昇などにより、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

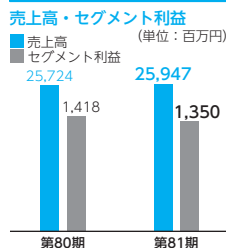
このような状況の中、当社グループは中期経営計画“Dash Forward 2023”の最終年度において、事業セグメント間の連携強化とグループ総合力の発揮などの基本戦略を推進するとともに、経営の最重要課題であるコンプライアンスの徹底、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,074億55百万円（前年度比7.5%増）、営業利益は29億82百万円（前年度比6.5%増）、経常利益は30億84百万円（前年度比6.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は23億1百万円（前年度比7.6%増）となりました。

	第80期	第81期	前年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	99,927	107,455	7,528	7.5%増
営業利益	2,798	2,982	183	6.5%増
経常利益	2,892	3,084	191	6.6%増
親会社株主に帰属する当期純利益	2,139	2,301	161	7.6%増

セグメント別の概況は、以下のとおりであります。

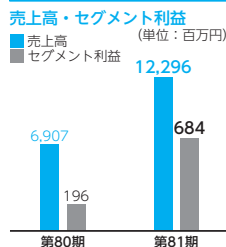
電機関連事業



建築設備分野では旺盛な需要が続くとともに、製品の納期が改善したことにより、制御機器、空調機器などの販売が順調に推移しました。一方、生産設備分野では半導体・電子部品の停滞により需要が回復せず、低調に推移しました。

以上の結果、売上高は259億47百万円（前年度比0.9%増）、セグメント利益は13億50百万円（前年度比4.8%減）となりました。

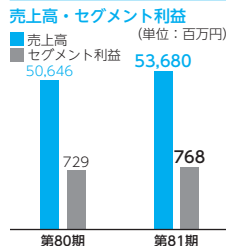
機械関連事業



農業施設分野、産業機械分野では、効率化・省人化等の投資案件の受注が伸長しました。また、農業施設分野における加工設備などの大型案件の受渡しも順調に推移しました。

以上の結果、売上高は122億96百万円（前年度比78.0%増）、セグメント利益は6億84百万円（前年度比248.3%増）となりました。

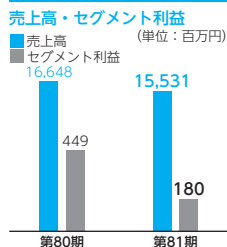
建設・エネルギー関連事業



建材分野では、道路・橋梁資材や北海道新幹線工事等のセメント、生コンの出荷が順調に推移しました。一方、建築資材は建築現場の人手不足により受渡しが遅延するなど、低調に推移しました。建設機械分野では、コンクリート関連機械等の納期の長期化や製品価格の上昇により、新規引合いが伸び悩みました。エネルギー分野では、石油製品の高値が続き、また暖冬により灯油需要が減少しましたが、ガソリンなどの販売数量の確保に努めました。

以上の結果、売上高は536億80百万円（前年度比6.0%増）、セグメント利益は7億68百万円（前年度比5.4%増）となりました。

海運関連事業



連結子会社のナラサキスタックス株式会社では、札幌地区の再開発工事の遅延等により、鋼材などの荷動きが低調でした。また、円安による輸入貨物の減少なども影響し、貨物取扱量は総じて伸び悩みました。

以上の結果、売上高は155億31百万円（前年度比6.7%減）、セグメント利益は1億80百万円（前年度比59.7%減）となりました。

- (注) 1. 上記売上高は、外部顧客に対するものであります。
2. 上記セグメント利益は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

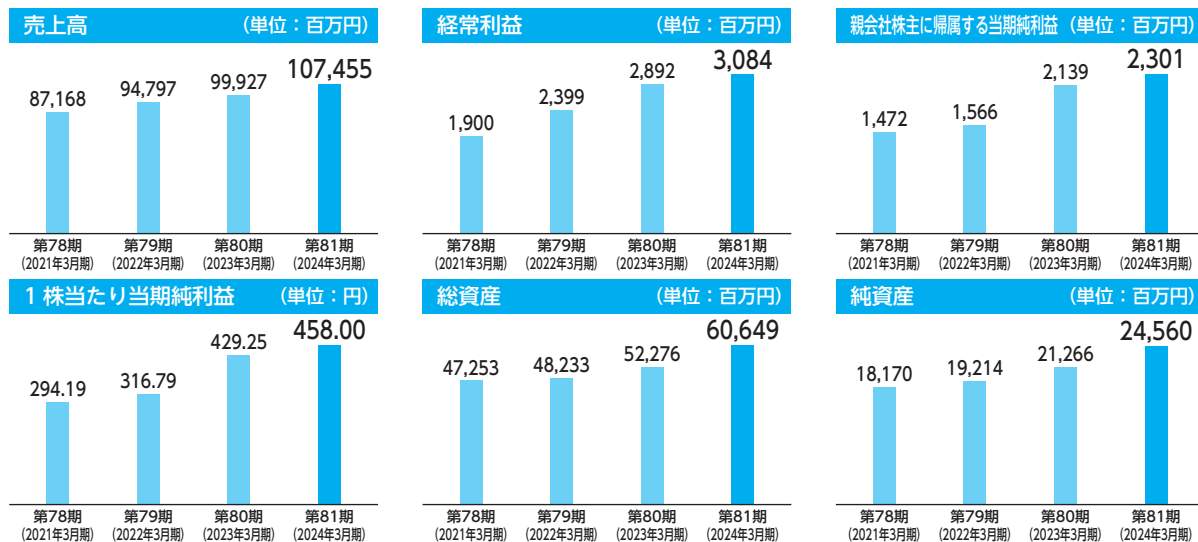
② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資について、特に記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況



		第78期 (2021年3月期)	第79期 (2022年3月期)	第80期 (2023年3月期)	第81期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高	(百万円)	87,168	94,797	99,927	107,455
経常利益	(百万円)	1,900	2,399	2,892	3,084
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,472	1,566	2,139	2,301
1株当たり当期純利益	(円)	294.19	316.79	429.25	458.00
総資産	(百万円)	47,253	48,233	52,276	60,649
純資産	(百万円)	18,170	19,214	21,266	24,560

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を第79期連結会計年度の期首から適用しており、第79期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
ナラサキスタックス株式会社	421	90.2	海陸一貫輸送
ナラサキ石油株式会社	130	91.7	石油類の販売

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、社会経済活動の正常化が進み、緩やかな回復基調で推移しています。一方で、中国経済の減速や国際情勢の落ち着きが見えない中、世界経済の下押し圧力により、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループを取り巻く事業環境は、そうした世界経済の不確実性や人手不足によるさまざまな要因により先行き不透明な状況は続くものの、高水準の企業収益を背景とした投資意欲は旺盛で、デジタル化や脱炭素化、生産性向上や能力増強、国土強靱化のためのインフラ整備など、中長期的視点での取り組みが一段と活発化するものと思われます。事業環境の変化に的確かつ迅速に対応するとともに、当社グループが「チームナラサキ」としての総合力を発揮することにより、さまざまな社会課題の解決に貢献できる場面が豊富にあるものと考えております。

先々を見通すことが大変困難な状況ではありますが、顧客やマーケットのニーズをしっかりと捉え、それにお応えすること、すなわちソリューション力を発揮することによりまして、当社グループの企業価値を高め、ひいては人と地球のサステナブルな発展に寄与するものと考えております。

当社グループは、下記の項目を経営課題および事業戦略として認識し、その取り組みを通じて、「持続的成長」の実現と「企業価値」の向上を目指すとともに、「経営の透明性・公正性・健全性」の更なる充実を図ってまいります。

① 成長戦略推進と競争力強化

イ. グループ総合力によるソリューションの提供

当社グループの事業領域は極めて広範囲で、事業内容も多岐にわたっており、各事業セグメントは相互に密接不可分の関係で有形無形にシナジー効果を発揮しております。各事業セグメント間での情報共有化を推進し、連携・協業体制をなお一層強めることにより、グループとしての総合力を発揮し、更なる収益拡大に努めてまいります。

ロ. 収益力の強化と生産性の向上

当社グループでは、電機、機械、建設・エネルギー、海運の4セグメントをコア事業と位置

付け、販売戦略・地域戦略を機動的に見直すとともに、事業領域の「選択と集中」、高品質サービスの提供による差別化・高付加価値化を推進することにより、収益力向上に努めてまいります。また、事業ポートフォリオ分析を通じて、事業の成長性・安全性・収益性を評価することにより、事業構造改革を進めてまいります。

ハ. DX・GX分野の取り組み強化

データやデジタル技術の活用が進む中、顧客やマーケットのニーズも大きく変化しております。また、企業にはサステナビリティを重視する事業活動が強く求められています。そうした事業環境の変化に適切に対応し、DX推進のための設備投資や環境・省エネ関連投資など、社会のニーズに基づく製品・サービスを提供してまいります。併せて、当社ビジネスモデルの変革に関しても着実に進めてまいります。

② 経営基盤の強化

イ. 健全な財務基盤の維持と安定キャッシュ・フローの確保

グループとしての収益力向上と資金の効率的運用を通じて、営業活動によるキャッシュ・フローの安定確保を図るとともに、有利子負債を削減するなどによりまして、財務体質の健全性維持に努めてまいります。また、成長分野や高収益分野、更には人的資本に対して経営資源を積極的に投入してまいります。

ロ. 人材の確保・育成とエンゲージメントの向上

年齢バランスや技術承継のために安定採用を基本とし、セグメント毎の事業戦略に基づき人材の適正配置に努めてまいります。また、人的資本経営の考え方にに基づき、社員のスキルアップ、次代のリーダー養成、法令遵守のための研修・教育体制も充実させてまいります。社員の人格・個性・多様性を尊重し、安全で働きやすい職場環境を確保するとともに、働き方の多様化やワークライフバランスにも配慮しつつ、社員が豊かで充実した生活を実現するための取り組みを今後も継続してまいります。

ハ. サステナビリティ経営の推進

・コーポレート・ガバナンスの充実

当社は、会社の持続的成長と更なる企業価値向上を図るとともに、経営の透明性・健全性を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。企業としての社会的責任を果たすべく、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

・コンプライアンスの徹底

社員教育によるグループ行動規範の遵守徹底とコンプライアンス意識の定着化を図ってまいります。また、法令違反の発生を未然に防止するための監視・牽制機能を整備することによ

り、コンプライアンス体制の一層の強化に取り組んでまいります。

・リスク管理体制の整備

経営に重大な影響を及ぼすリスクを的確に認識・評価し、適切に対処することにより、経営への影響を最小限に抑える体制を構築するとともに、社会からの信頼を確保し、ひいては当社（グループ）の企業価値を高めるためのリスク管理体制を整備してまいります。

・サステナビリティ活動の取り組み強化

常に環境への影響に配慮して事業活動を行うとともに、人と地球のサステナブルな発展に向けて、主体的かつ能動的に社会課題の解決に取り組んでまいります。特に、「環境ビジネスへの取組み」と「インフラ整備事業への貢献」は当社にとってのマテリアリティ（重要課題）であり、安心・安全な社会の実現に向け、地域社会との関わりの中で積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	事業内容
電機関連事業	配電制御機器、回転機器、F A 機器等の販売 空調・冷凍・冷蔵設備、電気設備、昇降機設備の販売 レーザ加工機、電子ビーム加工機、放電加工機の販売 セラミックス、エンジニアリングプラスチック加工品の販売
機械関連事業	農業施設、産業機械、環境設備ならびに関連する情報システムの販売
建設・エネルギー関連事業	セメント、生コンクリート、建築資材、土木資材、環境関連資材等の販売 石油製品、L P ガス、アスファルトの販売、E N E O S でんき代理店 道路切削舗装機械、コンクリートポンプ車、ロータリ除雪車、その他建設機械の販売
海運関連事業	港湾運送、道路運送、倉庫、通関、海運、貨物運送取扱、海運代理店、航空貨物代理店、産業廃棄物収集運搬

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

会社名	名称	所在地
当社	本社 支社 支店	東京都中央区 北海道札幌市 北海道旭川市、北海道帯広市、宮城県仙台市、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、福岡県福岡市
ナラサキスタックス株式会社	本社 東京支社	北海道苫小牧市 東京都中央区
ナラサキ石油株式会社	本社	北海道札幌市

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前期末比増減
電機関連事業	188	6名増
機械関連事業	57	1名減
建設・エネルギー関連事業	157	3名減
海運関連事業	233	17名増
全社 (共通)	88	1名増
合計	723	20名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
413名	4名増	42.6歳	16.2年

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	645
株式会社北洋銀行	563
株式会社北海道銀行	234

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 12,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,325,600株 |
| ③ 株主数 | 1,831名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三菱電機株式会社	419	8.26
光通信株式会社	380	7.49
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	300	5.91
三菱UFJ信託銀行株式会社	231	4.55
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	189	3.74
東京海上日動火災保険株式会社	162	3.19
ナラサキ産業社員持株会	154	3.04
株式会社北洋銀行	143	2.82
極東開発工業株式会社	141	2.79
INTERACTIVE BROKERS LLC	117	2.32

- (注) 1. 当社は、自己株式を249,657株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式

当事業年度中に職務の執行の対価として交付された株式は、取締役8名（社外取締役を除きます）に対し、14,800株です。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉 田 耕 二	
代表取締役社長兼社長執行役員	中 村 克 久	
取締役兼常務執行役員	米 谷 寿 明	C S R室長 兼 経営企画部長
取締役兼常務執行役員	毎 原 吉 紀	総務人事部、I R・広報部、経理部担当
取締役兼常務執行役員	田 中 誠 至	審査部、営業企画部担当
取締役兼常務執行役員	川 上 公 司	電機本部長
取締役兼常務執行役員	片 貝 光 延	機械本部長
取締役兼常務執行役員	鈴 木 修	建設・エネルギー本部長
取締役	山 本 昌 平	丸の内中央法律事務所 パートナー弁護士 株式会社バンダイ 社外監査役 株式会社メガハウス 監査役 (非常勤) トーイン株式会社 社外監査役 三信電気株式会社 社外監査役 日本コープ共済生活協同組合連合会 理事 (非常勤) 東京弁護士会 副会長
取締役	吉 野 高	吉野高法律事務所 代表
常勤監査役	長 谷 川 昌 史	
監査役	湯 尻 淳 也	弁護士法人小野総合法律事務所 パートナー弁護士
監査役	大 瀧 敦 子	石本哲敏法律事務所 パートナー弁護士 株式会社JMホールディングス 社外取締役 メディキット株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役山本昌平氏および取締役吉野 高氏は、社外取締役であります。
2. 監査役湯尻淳也氏および監査役大瀧敦子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役山本昌平氏、取締役吉野 高氏ならびに監査役湯尻淳也氏、監査役大瀧敦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同証券取引所に届け出ております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険契約の内容の概要は26頁のとおりであります。

【保険契約の内容の概要】

- ①被保険者の範囲
当社および当社の主要子会社の取締役・監査役
- ②填補の対象となる保険事故の概要
被保険者の職務執行に起因して、株主代表訴訟や会社訴訟等で損害賠償請求を提起されたこと
によって被る損害（法律上の損害賠償金や争訟費用）について填補するものです。
- ③被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は全額会社負担としており、被保険者の負担はありません。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	10 (2)	329 (10)	245 (10)	52 (-)	31 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	18 (5)	18 (5)	-	-
合計	13	347	263	52	31

- (注) 1. 2014年6月27日開催の第71期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額3億円以内、監査役の報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役は1名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。
2. 2021年6月29日開催の第78期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、上記報酬額とは別枠で、対象取締役に對し年額60百万円以内の金銭報酬債権を支給することを決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は8名であります。
3. 当事業年度末現在の取締役は10名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。
4. 業績連動報酬に係る指標は、当社の収益性を示す数値である連結営業利益を選択しております。業績指標として、当該指標を選定した理由といたしましては、本業の事業活動により得た利益を示すものとして代表的な業績指標であり、業務執行の成果を測る指標として最も合理的であると考えためであります。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は□(1)①事業の経過および成果に記載のとおりであります。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割り当ての際の条件等は(2)③ハ、取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針のとおりであります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」という。）について、独立した指名・報酬委員会である「評価委員会」で審議し、その内容を2021年7月13日開催の取締役会において決議しております。

ロ. 基本方針

取締役の報酬は、業績向上への意欲を高めるとともに、中長期的な視点での企業価値向上に資する報酬体系と、優秀な人材の確保が可能な水準とすることを基本方針としております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

- ・取締役の報酬については、①金銭報酬（定額の月額報酬）として、役位と職務内容に基づく基本報酬と年度業績に基づく年次業績インセンティブ報酬、②株式報酬として、企業価

値の持続的な向上を図るインセンティブとして付与するとともに、株主との価値共有を進めることを目的とする長期インセンティブ報酬により構成しております。

- ・インセンティブ報酬については、当社の収益性を示す数値である連結営業利益を指標とし、全社業績、部門業績、中期経営計画の年度達成状況等の評価を総合的に評価した結果と、役位ごとに定められた評価ランク別テーブルに基づき算定しております。
- ・支給割合は、基本報酬70%、年次業績インセンティブ報酬20%、長期インセンティブ報酬10%をベースとし、年度業績、中期経営計画の達成度等の個別評価により決定しております。

二. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、評価委員会より取締役の個人別の報酬等の決定方法および評価委員会内での議論の内容について説明を受け、その内容を議論したうえで、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山本昌平氏は、丸の内中央法律事務所パートナー弁護士であり、当社は同事務所と顧問契約を締結しております。また、株式会社バンダイ、トーイン株式会社、三信電気株式会社の社外監査役、株式会社メガハウスの監査役（非常勤）、日本コープ共済生活協同組合連合会の理事（非常勤）、東京弁護士会副会長（2024年3月31日付退任）を兼務しております。当社と株式会社バンダイ、トーイン株式会社、三信電気株式会社、株式会社メガハウス、日本コープ共済生活協同組合連合会、東京弁護士会との間には特別の関係はありません。
- ・取締役吉野 高氏は、吉野高法律事務所代表であります。当社と吉野高法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役湯尻淳也氏は、弁護士法人小野総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と弁護士法人小野総合法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役大瀧敦子氏は、石本哲敏法律事務所パートナー弁護士であります。当社と石本哲敏法律事務所との間には特別の関係はありません。また、株式会社JMホールディングス、メディキット株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と株式会社JMホールディングス、メディキット株式会社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	活動状況
取締役	山本昌平	当事業年度に開催された取締役会全15回のうち全て（100%）に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門知識および高い法令遵守の精神ならびに他社役員としての経営経験を有しており、専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、客観的・中立的な立場で社外取締役としての適切な役割を果たしております。また任意の指名・報酬委員会である評価委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程に客観的・中立的立場で携わっております。

地位	氏名	活動状況
取締役	吉野 高	当事業年度に開催された取締役会全15回のうち全て（100％）に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、客観的・中立的な立場で社外取締役としての適切な役割を果たしております。また任意の指名・報酬委員会である評価委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程に客観的・中立的な立場で携わっております。
監査役	湯尻淳也	当事業年度に開催された取締役会全15回のうち全て（100％）に出席し、監査役会全15回のうち全て（100％）に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大瀧敦子	当事業年度に開催された取締役会全15回のうち15回（100％）に出席し、監査役会全15回のうち15回（100％）に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 アーク有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

【業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要】

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ナラサキ産業グループは、グループ行動規範に基づき公正な企業活動を展開し、コンプライアンスを徹底するための規程類の整備や体制を構築しております。

独立社外取締役および独立社外監査役が取締役会に出席することにより、業務執行の決定における客観性および妥当性の確保を図っております。

代表取締役社長を最高責任者とするリスク管理推進体制を構築しており、各部署の内部管理責任者を通して報告されたコンプライアンスをはじめとするあらゆるリスク情報は、毎月定期的に開催されるリスク管理委員会において審議し問題点の把握と対策に努めており、その結果は適宜経営会議に報告されております。グループ行動規範および企業倫理事例集を使用して、内部管理責任者研修および各階層別研修において教育を実施し、法令および定款の遵守を徹底しております。法令および定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として、弁護士と連携した内部通報制度を構築しており、通報を受けた場合の調査および報告体制を整備しております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報および文書の取扱いは、当社社内規程および取扱要領等に従い、適切に保存および管理し、取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとなっております。総務人事部担当取締役が管理責任者となり、文書等保存状況を定期的に検証し、必要に応じて各規程等を見直しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの経営に重大な影響を及ぼすリスクを的確に認識・評価するとともに、リスクに適切に対処し経営への影響を最小限に抑える体制を構築することにより、企業の社会的責任を果たし、当社グループの企業価値を高めることを目的として、リスク管理規程に基づきリスク管理推進体制を構築しております。あらゆるリスク情報を収集・審議する機関として、リスク管理委員会を設置するとともに、その傘下に部門横断的な全社リスクに対応する各種委員会を設置しております。事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに内部管理責任者に連絡し現場での緊急対応を行うとともに、CSR室に情報が集約され、重要性に応じて緊急事態対策本部が設置される体制になっております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

年度事業計画は、中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて定めた目標をもとに作成し、目標達成の進捗状況は、経営会議において定期的に報告しております。職務の執行について

は、取締役会規程および職務権限規程に基づく意思決定ルールに従い、適正かつ効率的に行われる体制をとっております。

⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体の会議を開催し、経営方針、年度計画、目標数値の進捗状況等の審議ならびに報告を通して情報の共有化を図っております。関係会社運営規程に基づき、子会社の業務が適正かつ効率的に行われ、子会社を担当する当社取締役は、業績目標達成状況の把握とともに、リスク管理状況を把握して経営会議に報告しております。

子会社においても各部署の内部管理責任者から、コンプライアンスをはじめとするあらゆるリスク情報が報告され問題点の把握と対策に努めており、その結果は、親会社である当社に報告される体制となっております。コンプライアンスおよびリスク管理等に関して、当社および子会社の委員会が連携し、当社グループの内部統制強化を図っております。

子会社における内部通報制度は、独自の内部通報体制のほか、弁護士および当社への通報体制も構築しております。

当社および子会社において、当社監査部が定期的監査を行い、その結果を取締役に報告しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、監査役の業務を補助する従業員を置くこととしております。

⑦ 上記の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する従業員の人事等については、取締役からの独立性確保のため、監査役からの意見を徴したうえで決定しております。

⑧ 当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が出席する取締役会および経営会議において、取締役会付議案件に関連する事項および経営会議付議案件に関連する事項について報告しております。当社ならびに子会社の取締役および従業員は、次のとおり報告および情報提供を行います。

イ. 経営状況として重要な事項 ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項 ハ. 内部統制システムに関わる部署および委員会の活動状況 ニ. 内部監査の活動状況 ホ. 重要な会計基準の変更 ヘ. 内部通報制度による通報状況および内容

監査役は、グループ監査役会を開催し、子会社監査役と連携することにより情報の把握に努め、監査の実効性を高めております。

監査役が当社ならびに子会社の取締役および従業員に報告を求めた場合は、速やかに報告するものとし、報告したことを理由に不利益な取扱いをしないものといたします。

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務を適切に処理いたします。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を高めるため、監査役会は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の基本方針を定めた「財務報告に係る内部統制規程」および内部統制を整備・運用・評価するための実施要領に基づき、適正かつ有効な内部統制システムを構築しております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

上記に掲げた体制整備の基本方針に基づき、諸施策を着実に実行しております。コンプライアンスの徹底ならびにコーポレート・ガバナンスの充実を中期経営計画のCSR戦略テーマに掲げ、グループの体制強化に取り組んでおります。また、社員研修等においてコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透に努めております。反社会的勢力排除の取り組みに関しては、社内ルールに基づき徹底を図っております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の充実を図りつつ、収益状況に応じて、安定的な配当を行うことを基本としております。

中長期的な視点に立ち、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入し、企業価値の持続的な向上に努めてまいります。当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき105円とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第80期	第81期	科目	(ご参考) 第80期	第81期
	2023年3月31日現在	2024年3月31日現在		2023年3月31日現在	2024年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	37,794	44,744	流動負債	26,435	31,436
現金及び預金	12,810	15,076	支払手形及び買掛金	13,971	16,931
受取手形、売掛金及び契約資産	18,026	19,963	電子記録債務	7,849	9,565
電子記録債権	2,953	5,895	短期借入金	1,350	1,250
商品及び製品	1,976	2,258	1年内返済予定の長期借入金	282	267
仕掛品	54	374	リース債務	214	207
原材料及び貯蔵品	46	55	未払法人税等	577	456
その他	1,934	1,124	賞与引当金	426	502
貸倒引当金	△7	△3	その他	1,764	2,255
固定資産	14,482	15,904	固定負債	4,574	4,652
有形固定資産	8,432	7,673	長期借入金	678	410
建物及び構築物	912	1,021	長期末払金	1,481	1,292
機械装置及び運搬具	1,956	1,743	リース債務	628	586
土地	4,601	4,050	繰延税金負債	—	663
リース資産	792	759	特別修繕引当金	77	111
その他	169	98	退職給付に係る負債	1,179	991
無形固定資産	143	128	その他	530	597
投資その他の資産	5,906	8,102	負債合計	31,010	36,088
投資有価証券	3,478	4,422	(純資産の部)		
繰延税金資産	394	319	株主資本	19,587	21,590
退職給付に係る資産	1,169	1,936	資本金	2,354	2,354
その他	869	1,427	資本剰余金	1,291	1,301
貸倒引当金	△5	△5	利益剰余金	16,548	18,470
資産合計	52,276	60,649	自己株式	△606	△535
			その他の包括利益累計額	1,181	2,440
			その他有価証券評価差額金	1,023	1,674
			繰延ヘッジ損益	△1	△0
			退職給付に係る調整累計額	159	766
			非支配株主持分	497	528
			純資産合計	21,266	24,560
			負債・純資産合計	52,276	60,649

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考)第80期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第81期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	99,927	107,455
売上原価	89,319	96,178
売上総利益	10,607	11,277
販売費及び一般管理費	7,808	8,294
営業利益	2,798	2,982
営業外収益	169	170
受取利息	4	1
受取配当金	81	89
持分法投資利益	29	25
受取賃貸料	22	18
その他	31	36
営業外費用	76	68
支払利息	46	43
債権売却損	12	9
その他	16	16
経常利益	2,892	3,084
特別利益	6	377
固定資産売却益	6	377
特別損失	27	75
固定資産処分損	20	1
減損損失	—	70
投資有価証券評価損	7	—
ゴルフ会員権評価損	—	3
税金等調整前当期純利益	2,871	3,385
法人税、住民税及び事業税	912	843
法人税等調整額	△222	214
法人税等合計	689	1,058
当期純利益	2,181	2,327
非支配株主に帰属する当期純利益	42	26
親会社株主に帰属する当期純利益	2,139	2,301

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	(ご参考)第80期	第81期	科目	(ご参考)第80期	第81期
	2023年3月31日現在	2024年3月31日現在		2023年3月31日現在	2024年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	33,175	40,061	流動負債	21,896	27,198
現金及び預金	9,929	12,040	支払手形	1,260	1,971
受取手形	2,184	2,718	電子記録債務	7,849	9,565
電子記録債権	2,913	5,809	買掛金	10,513	12,815
売掛金	14,700	16,030	短期借入金	50	50
契約資産	95	66	1年内返済予定の長期借入金	236	221
商品及び製品	1,853	2,137	リース債務	21	19
仕掛品	54	374	未払金	10	129
前渡金	756	569	未払費用	242	270
前払費用	99	102	未払法人税等	423	380
未収入金	587	207	未払消費税等	157	158
その他	7	6	契約負債	815	1,185
貸倒引当金	△6	△2	預り金	31	46
固定資産	6,135	6,950	前受収益	1	1
有形固定資産	968	494	賞与引当金	277	364
建物	139	137	その他	5	18
構築物	33	22	固定負債	1,259	1,340
機械及び装置	1	2	長期借入金	355	133
工具、器具及び備品	5	9	リース債務	39	23
土地	742	279	繰延税金負債	—	361
リース資産	46	39	退職給付引当金	313	254
建設仮勘定	—	3	その他	551	566
無形固定資産	122	103	負債合計	23,156	28,539
電話加入権	16	16	(純資産の部)		
ソフトウェア	42	50	株主資本	15,185	16,950
リース資産	63	35	資本金	2,354	2,354
投資その他の資産	5,043	6,353	資本剰余金	1,291	1,301
投資有価証券	2,370	3,143	資本準備金	619	619
関係会社株式	795	795	その他資本剰余金	671	681
出資金	0	0	利益剰余金	12,146	13,829
破産更生債権等	—	0	その他利益剰余金	12,146	13,829
長期前払費用	2	308	繰越利益剰余金	12,146	13,829
前払年金費用	1,022	1,084	自己株式	△606	△535
繰延税金資産	82	—	評価・換算差額等	968	1,523
差入保証金	501	710	その他有価証券評価差額金	968	1,523
その他	267	310	繰延ヘッジ損益	0	—
貸倒引当金	—	△0	純資産合計	16,154	18,473
資産合計	39,310	47,012	負債・純資産合計	39,310	47,012

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第80期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第81期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	81,404	89,979
売上原価	74,083	81,844
売上総利益	7,320	8,134
販売費及び一般管理費	5,197	5,625
営業利益	2,123	2,508
営業外収益	156	159
受取利息	4	1
受取配当金	122	128
その他	29	29
営業外費用	33	29
支払利息	10	9
債権売却損	7	5
支払保証料	2	4
その他	12	10
経常利益	2,246	2,637
特別利益	1	352
固定資産売却益	1	352
特別損失	26	12
固定資産処分損	18	0
減損損失	—	8
投資有価証券評価損	7	—
ゴルフ会員権評価損	—	3
税引前当期純利益	2,221	2,978
法人税、住民税及び事業税	681	686
法人税等調整額	△210	229
法人税等合計	470	915
当期純利益	1,751	2,062

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

ナラサキ産業株式会社
取締役会 御中

アーグ有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 三島徳朗
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 逸見宗義
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナラサキ産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナラサキ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

ナラサキ産業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三島徳朗
公認会計士 逸見宗義

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナラサキ産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

ナラサキ産業株式会社 監査役会
常勤監査役 長谷川 昌史 ㊞
社外監査役 湯 尻 淳 也 ㊞
社外監査役 大 瀧 敦 子 ㊞

以 上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
定時株主総会	毎年6月
配当の基準日	3月31日および中間配当金の支払いを行うときは9月30日
株主名簿 管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711(通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告の方法	電子公告 公告掲載URL https://www.narasaki.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします)

●住所変更、単元未満株式の買取りその他各種手続きのお申出先につきましては、株主様が口座を開設している証券会社にお問合せください。

なお、特別口座に登録された株式に関する各種お手続きは、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

●未受領の配当金のお支払につきましては、株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社本支店でお支払いいたします。

ホームページ／IR情報のご案内

当社に関する最新動向や情報をお伝えしています。
TOPページ <https://www.narasaki.co.jp/>
IRページ <https://www.narasaki.co.jp/ir/>

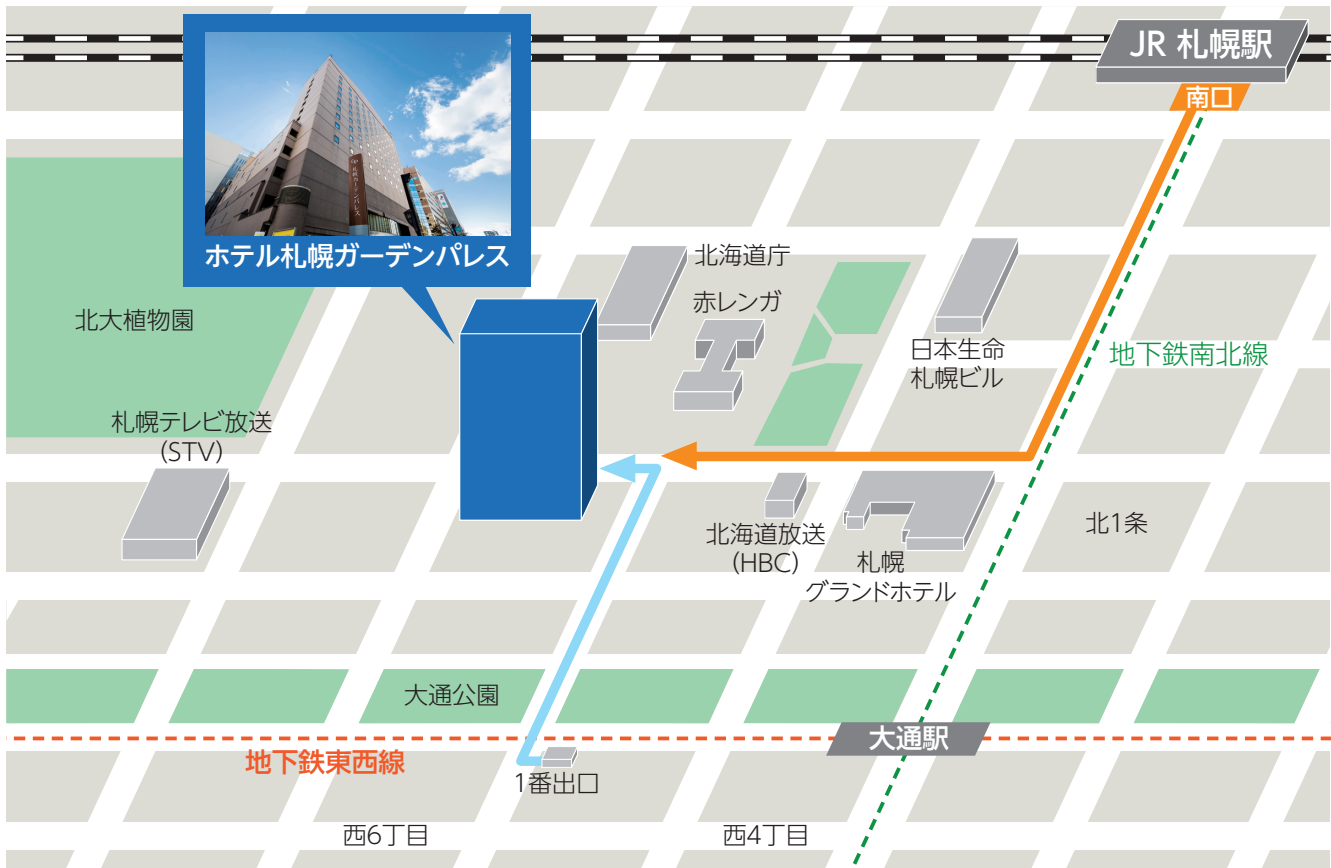


株主総会会場ご案内図

会場 札幌市中央区北一条西六丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「丹頂」

交通 | JR札幌駅より 徒歩7分
| 地下鉄大通駅より 徒歩5分

お願い 駐車場のご用意はしておりませんので、お車のご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。